

事務連絡  
平成24年12月21日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

平素より、障害保健福祉施策に格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）につきましては、本年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合（別紙参照）については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとしますので連絡いたします。

各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係法人等に周知していただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

企画法令係 担当：山崎

TEL：03-5253-1111（3022）

FAX：03-3502-0892

## 定款変更に係る一定の猶予が認められる場合

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要がある場合であって当該変更に関し一定の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その他の定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものであると判断できる場合とする。

## 【具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」という事業名により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合となる。

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文言に限定するものではない。

定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなることにつき、ご留意願いたい。

## 【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成 26 年 4 月 1 日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。